

# 札幌市公衆衛生医師 募集要項

－ 200万人都市の健康を支える公衆衛生の力 －

札幌市では、母子保健、児童虐待予防・対応、感染症対策、精神保健、健康づくり、職員の健康管理などに従事する公衆衛生医師を募集しています。

医師の仕事は、個別の患者さんを診るだけではありません。公衆衛生医師は、多職種とタッグを組み、ルールやシステムを作り上げることで、市民全体が健康で安心して暮らせる地域社会をつくることができる仕事です。

これまで臨床や研究の場で培った経験や専門性を活かしながら、公衆衛生の分野で新たなキャリアに挑戦してみませんか。公衆衛生業務に関する経験は問いません。市民のために働きたいという思いを持つ皆さまのご応募をお待ちしています。

## 1. 札幌市公衆衛生医師の仕事

札幌市の公衆衛生医師は、医療・保健・福祉のさまざまな分野で活躍しています。また、本市の職員・各事業場に対しての産業医業務を担っており、公費で日本医師会認定産業医資格を取得・更新をすることができます。

【主な勤務先および業務内容】(現在、配置されていない部署を含みます。)

| 勤務先        | 業務内容                                              |
|------------|---------------------------------------------------|
| 区保健センター    | 母子保健(乳幼児健診等)、児童虐待予防、地域保健活動、各種医療審査、健康づくりなど         |
| 保健所        | 感染症、予防接種、災害時の健康危機管理に関する業務、医療機関立ち入り検査、食中毒調査への助言など  |
| 職員部        | 市役所や教育委員会職員の健康管理業務、主に休職者の復職支援、体調不良者や所属長への就業サポートなど |
| 子育て支援部     | 母子保健に関する施策の企画立案など                                 |
| 児童相談所      | 児童虐待に関する医学的判断、一時保護所の健康管理など                        |
| 障がい保健福祉部   | 精神科医療機関の実地審査など                                    |
| 精神保健福祉センター | 自殺対策やひきこもり対策、各種判定審査など                             |
| ウェルネス推進部   | 医療政策やがん対策など                                       |
| 衛生研究所      | 微生物学のおよび生化学的検査や統計処理など                             |
| 外部機関       | 厚生労働省への派遣など                                       |

## 2. 受験資格

次の要件を全て満たす方

1. 医師免許を有する方
2. 採用年度の4月1日時点で満65歳未満の方

3. 平成16年度以降の医師免許取得者については、臨床研修を修了または採用日までに修了見込みであること

#### 【欠格条項】

地方公務員法第16条に規定される下記のいずれかに該当する方は受験できません。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
2. 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心身耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

※ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)に基づき、特定性犯罪事実該当者である 可否かの確認(犯罪事実確認)の対象となる可能性があります。このため、受験申込の際に特定性犯罪歴の有無を申告いただくとともに犯罪事実確認を行った結果、特定性犯罪歴があることが判明した 場合には、採用されないことや採用後の配置に制限がかかることがあります。詳細は、子ども家庭庁 のホームページ等をご確認ください。

### 3. 採用時期・募集人数

- 採用時期 原則として翌年度4月1日(※採用時期は個別に相談可能です。)
- 募集人数 4名(※年度途中で募集を締め切る場合があります。)

※ 募集人数については、今後の事業計画等により変更する場合があります。

### 4. 選考方法

- 一次選考: 書類選考
- 二次選考: 面接選考

### 5. 応募手続

応募する前に、本要項の末尾の問い合わせ部署にご一報ください。可能な限り、事前に当保健所への見学を行なっていただきたいと思います。

お問い合わせの上で、次の応募書類3点を各1通ずつ下記の宛先に、郵送で提出してください(令和8年11月30日(月)必着)。

1. 履歴書(市販のもので可、3か月以内に撮影した写真を貼付、医師免許取得後の職歴は省略することなく詳細に記載)
2. 医師免許証の写し(A4版に縮小コピー)
3. 面接調書(ホームページに様式あり)
4. 誓約書(ホームページに様式あり)

※ 順次、選考を行なうため、期日前に締め切る場合もありますので、お早めにご一報ください。

※ 書類審査の上、個別面接による選考を行います。二次選考の日時・会場等については、応募に基づき 調整し、別途ご連絡します。

※ 採用試験において、本市職員よりハラスメントと思われる行為を受けた場合は、下記窓口にご相談ください。面接は原則、札幌市保健所等にて複数の面接官により、開庁時間帯に行います。詳細については面接実施前に調整させていただきます。

札幌市総務局職員部人事課 電話: 011-211-2072

## 6. キャリアパス

札幌市では、医師経験年数や実績に応じて配属先および職位が決定されます。

### 【目安】

- 係員級：医師免許取得後、診療、医療研究、公衆衛生医師及びこれらに準じた業務への従事が、10年未満の者
- 課長級：医師免許取得後、診療、医療研究、公衆衛生医師及びこれらに準じた業務への従事が、10年以上18年未満の者
- 部長級：医師免許取得後、診療、医療研究、公衆衛生医師及びこれらに準じた業務への従事が、18年以上の者
- 局長級：実務経験や年数等により、部長級から昇任

### 【例】

(医師5年目)道内勤務医→(6年目)区保健センター係員として入職→(8年目)保健所係員→(11年目)区保健センター課長→(14年目)保健所課長

## 7. 勤務条件・福利厚生

| 区分     | 詳細内容                                                                              |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務時間   | 平日 8:45～17:15                                                                     |
| 休暇制度   | 年次有給休暇(20日)、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、子の看護等休暇、出生サポート休暇、介護休暇、病気休暇 など                          |
| 育児支援制度 | 育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度など、子育てとキャリアの両立を支援しています                                         |
| 給与     | 札幌市職員給与条例に基づき支給<br>※給与は医師免許取得後の経験年数および職位に応じて変動します。<br>※目安をお知りになりたい場合は、お問い合わせください。 |
| 福利厚生   | 職員共済組合および職員福利厚生会による各種制度があります(家族も健診利用可能)                                           |

## 8. 研修制度

札幌市ではOJTとOFF-JTを組み合わせた研修を実施しています。

### 【主な研修例】

- 市職員としての各種研修(新採用職員研修、新任役職者研修など)
- 国立感染症研究所研修(感染症危機管理研修など)
- 公益財団法人結核予防会結核研究所 医師対象研修
- 公益財団法人エイズ予防財団 HIV検査相談研修会
- 日本医師会認定産業医研修(資格取得・更新)
- 子どもの虹情報研修センター 医師専門研修(児童虐待研修)
- 社会医学系専門医研修  
※北海道社会医学系専門医研修プログラムのサブプログラムとして登録あり

## 9. 先輩公衆衛生医師の声

「子育て支援制度が充実しており、家庭と仕事を両立しながら働くことができます。」(保健所勤務)

「医師以外の職員と協力して組織的な仕事をやり遂げることの達成感があります。」(保健所勤務)

「乳幼児健診や支援が必要な家庭への対応を通じて、病院では出会えなかった市民の暮らしを支える仕事にやりがいを感じています。」(区保健センター勤務)

札幌市の公衆衛生医師による記事

月刊「公衆衛生情報」 期待の若手シリーズ - 私にも言わせて！

第76号、第78号、第81号、第86号、第149回、第151号、第153回、第155回、第157回

## 10. よくある質問

**Q.** 札幌市で働く公衆衛生医師は何名いますか。

**A.** 令和8年4月1日現在、18名(男性5名、女性13名)です。

**Q.** 公衆衛生の経験がありません。

**A.** 問題ありません。多くの公衆衛生医師が臨床経験を経て採用されています。公衆衛生医師職の定例会議もあり、意見交換の他、アドバイスやサポートを受けることが可能です。

**Q.** 乳幼児健診や産業医業務の経験がありません。

**A.** 問題ありません。乳幼児健診については、マニュアルが整備されており、経験豊富な非常勤医師とペアで診察を行ないます。産業医業務については、ほとんどの医師が、採用後に資格を取得しており、OJTで経験・知識を積むことができます。そのため、小児科、精神科以外を専門とする医師も各業務に従事しています。

**Q.** 専門医資格は維持できますか。

**A.** 勤務状況に応じてご相談いただけます。小児科専門医は更新時期にあわせて乳幼児健診業務に従事するなど適宜調整することが可能です。その他の専門医についても、業務に支障のない範囲で、単位取得活動(学会や研修参加)は可能と考えます。

**Q.** 社会医学系専門医は取得できますか。

**A.** 指導体制や研修制度を活用して取得を目指すことが可能です。

**Q.** 当直はありますか。

**A.** 基本的に当直業務はありません。災害時等は例外的に時間外の勤務が生じることがあります。

**Q.** 副業はできますか。

**A.** 社会貢献活動等に該当する副業については、事前に相談・許可申請手続きの上、認められた場合に従事することができます。

**Q.** 転勤はありますか。

**A.** 数年ごとに異動になる可能性がありますが、基本的に市内での異動です。異動先については毎年希望を確認したうえで、配置のバランスを考慮して最終決定されます。

**Q.** 見学会や説明会はありますか。

A. 随時受け付けています。電子メールで気軽にお問い合わせください。また、WEB説明会も開催予定です。

## 11. 札幌市の魅力

札幌市は都市機能と豊かな自然が調和したまちです。スキーや登山など四季の自然を楽しめる環境、新鮮な食材と豊かな食文化、子育てしやすい生活環境が整っています。3路線の地下鉄交通網によって年中通して通勤しやすいコンパクトシティであり、中心部から30分前後で移動可能な2ヶ所の空港による国内外へのアクセスも良好です。仕事も暮らしも充実させることができます。

### 【お問い合わせ】

札幌市保健所感染症総合対策課(公衆衛生医師採用担当)

〒060-0042札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

電話:011-622-5199

E-mail: kansensyo@city.sapporo.jp

※ 見学・説明会のご相談も歓迎します。